

令和4年12月14日(水)に開催した令和4年度第3回公立大学法人静岡文化芸術大学経営審議会の結果は次のとおりである。

1 議案

(1) 令和4年度 収支補正予算(案)について

ア 趣旨

事務局から、現時点の年間執行見込額に基づき、現予算額が不足する見込の事業の増額を行う一方、現予算額に執行残が生じる見込の事業について減額を行う結果、57,329千円の減額補正となる旨の説明があった。

イ 主な質問・意見

・議案資料5頁の令和4年度前中期繰越積立金の期首残高312,135千円の数字はどこから導かれるのか。前後のつながりが分からないので教えて欲しい。

→ 令和3年度前中期繰越積立金の期首残高は227,027千円で、これに前年度の剰余金85,108千円を足すと312,135千円となるが、85,108千円の数字が表中になかった。今後表記を工夫する。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、承認され、役員会に付託された。

(2) 令和4年度 予算編成基本方針(案)

ア 趣旨

事務局から、令和5年度の予算編成基本方針について説明があった。

イ 主な質問・意見

・10頁の目的積立金残高で令和3年度は186百万円だったが、令和4年度に0になっているのは、どういうことか。

→ 第2期中期計画期間が令和3年度に終わり、期首残高は一度リセットされるという会計上の処理のためである。実際には前年度期末残高228百万円に剰余金85百万円を加えて、令和4年度の目的積立金残高は312百万円となっている。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、承認され、役員会に付託された。

(3) 専決処分(役員報酬規程の一部改正)の承認について

ア 趣旨

事務局から、公立大学法人静岡文化芸術大学理事長の専決処分に関する規則第1条第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり理事長が専決処分をしたので、同条第2項の規定により、その承認を求める旨、説明があった。専決処分の理由としては、静岡県の「特別職の職員等の給与等に関する条例」の改正(令和4年5月27日条例第28号)に倣い、今年度、令和3年度と比較して、特別職の期末手当の年間支給額を減らすこととしたことから、12月9日の支給日までに当該規程の改正を行う必要があったところ、同日までに役員会を招集する時間的余裕が無かったため、専決処分を行うこととした。

イ 主な質問・意見

特になし。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、提案につき、承認され、役員会に付託された。

2 報告事項

(1) 令和4年度研究成果発表会の開催結果について

事務局から、12月1日（木）に開催した研究成果発表会の結果が報告された。今年度は司会を文化芸術研究センター長が務め、円滑に進行をはかることができた。昨年度に引き続きオンラインとの併用で実施され、約150名の聴講があった。当日の発表会の模様はオンデマンドで配信予定である。

以上